

令和 3 年 1 月の市民の声（全 8 通のうち 7 通）

◇協定を締結している大学等との関わりについて

【ご意見・ご提案など】

今までいろいろな大学などと協定を結んでいると思いますが、市民がどのように関われるのか、あるいは市から受動的に恩恵を受けるだけなのか、市民が積極的に関わることができるのか、教えていただきたいです。

ほとんど市からの情報でしか伝わってこないが、各大学の特徴もあり、どこまで関われるのか教えていただきたい。

（令和 3 年 1 月 7 日）

【お返事】

南魚沼市は、国際大学や北里大学保健衛生専門学院、長岡技術科学大学、新潟大学人文学部、日本体育大学、新潟工科大学との連携協定をはじめ、他自治体や民間企業とも多くの協定を締結しています。その協定内容は包括なものや、健康・スポーツなどの分野に特化したもの、災害時の応援・協力などさまざまです。

そのため、市民の関わり方について、受動的に恩恵を受けるものか、積極的に関われるものかどうかは、個々の協定内容によって違いが出てくると考えられます。ほとんどの協定が、相互に連携・協力することによる地域社会の活性化等を目的としています。具体的な連携事業が締結当初から定められているものは少なく、その時の状況に合わせて両者が協議して事業を決定していくやり方が多いため、市民の皆さまからも連携事業・取組について、ぜひ希望や提案などをいただければと思っています。

ただし、特定の個人の利益だけにつながることや、個人で直接、連携協定先に働きかけて何かをしてもらうというような行為はできませんので、ご理解ください。

（担当：企画政策課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇成人式の開催について

【ご意見・ご提案など】

新潟市は成人式を開催しました。感染拡大地域も感染予防をしてイベントを開催しています。なぜ、南魚沼市は成人式を何もしないのですか。生きる希望がありません。

(令和3年1月10日)

【お返事】

南魚沼市では、学年全員が20歳を迎えた年の5月に成人式を行っていましたが、しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、令和2年度、令和3年度の成人式は令和3年8月以降に延期し、学年ごとに行うこととして、市ウェブサイトや市報でお知らせしているところです。

暗いニュースが続く中で、成人式も延期せざるを得ないことは誠に残念でしたが、市全体で祝福できる時期に成人式を行えるよう準備を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇災害救助法の適用について

【ご意見・ご提案など】

市の事業で高齢者宅の雪下ろしを行っておりますが、手が回らない、事業外の依頼などの話がきたりしていました。一人暮らしのお年寄りから作業代金をいただくのは考えるところがありましたので、民生委員さんと相談した後、作業を行ってきました。同一の方から、二度、実費の除排雪作業を行いました。

災害救助法が適用されれば、それらの費用負担もなくなると思います。今回の災害救助法は、関越自動車道の立往生した方々にだけ適用されるものなのではないでしょうか。

(令和3年1月12日)

【お返事】

令和2年12月17日に南魚沼市と湯沢町に対して適用された災害救助法は、お問い合わせのとおり、関越自動車道の渋滞で高速道路上に取り残された車両の運転手等の救助を対象としたものです。

豪雪に関する災害救助法は、積雪深等の基準に基づいて適用されます。南魚沼市は、基準となる積雪深に達していないため、災害救助法は適用されていません。(令和3年1月18日現在)

また、住宅屋根の除雪を自力で行うことが困難な高齢者のみ世帯や障がい者などの世帯を対象とした「高齢者や要配慮世帯住宅除雪援助事業」につきましては、今年度は補助対象となる延べ作業時間の限度を「24時間以内」から「40時間以内」に拡大して対応しています。この制度を有効に活用いただきますようお願いいたします。

(災害救助法担当：総務課)

(高齢者や要配慮世帯住宅除雪援助事業担当：福祉課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇高齢者の除雪補助について

【ご意見・ご提案など】

高齢者の一人暮らしの家の除雪援助事業は、作業時間が 24 までで、それを超える場合は自己負担となっているようですが、今年は大雪でかなり屋根が破損し、家がつぶれてしまいそうです。今後はすべて実費となりますが、費用がかかるため業者に頼まないことが予想されるだけでなく、高齢のため、自分から除雪の交渉をすることは無理だと思います。

まだ 1 月、これからもかなりの降雪が予想されます。引き続き、市からの除雪の援助をお願いします。また、屋根の雪を下すだけでなく、家の周囲の除雪もお願いします。雪と屋根がつながり、家がますます壊れてしまいます。

電話にて担当の方に作業時間追加のお願いをしましたが、断られてしまいました。予算が決まっているので、一担当者で決められることではないと思いますが、早急に対応をお願いします。

(令和 3 年 1 月 16 日)

【お返事】

ご意見をいただきました「高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助事業」につきましては、住宅等の屋根の除雪を自力で行うことが困難な高齢者及び要配慮者の世帯に対し、対象住宅 1 戸につき除雪援助時間（除雪作業員 1 人当たりの作業時間の合計。以下「援助時間」という）を 24 時間以内としています。

しかし、今年度については、12 月からの集中降雪により、援助時間がすでに 24 時間を超えた人や、20 時間を超える人が出ていることから、上限時間を 16 時間拡大し、40 時間まで認めることとしました。このことについては、対象者及び民生委員の皆さんに 1 月 15 日付で通知したところです。

屋根雪を除雪した後の下雪除雪につきましては、原則として事業の対象外ですが、玄関前の通路を確保するための生活上必要不可欠な除雪、灯油タンク等の除雪や建物の破損（窓ガラスの破損など）を回避するための除雪など、建物の維持

管理上やむを得ない除雪については、援助時間内で認めています。

今後も高齢者及び要配慮者の生活の安全確保及び心身の安定を図ることを目的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：福祉課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇コロナ感染者の情報について

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市の感染情報は公表されていますが、近隣の魚沼市、湯沢町、十日町市の情報も出すべきだと思います。徐々に増えてきている感染者がすぐ近くまで来ているのに、「南魚沼市は少ないから大丈夫」なんて気持ちの人がたくさんいます。もっと危機感を持って、感染予防対策を近隣の市町村とともにするべきだと思います。

(令和3年1月16日)

【お返事】

新型コロナウイルス感染症の陽性患者に関する情報の公表につきましては、新潟県からの情報提供に基づいて行っています。各自治体で発生した陽性患者に関する情報については、当該自治体で公表するかどうかを検討し、公表する場合は、その内容などについて方針を決定して行うものであることから、他の自治体が公表を行うべきことではありません。このため、当市で他の自治体の陽性患者に関する情報を公表することはできません。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、新潟県のウェブサイトにおいて、新潟県内の陽性患者に関する情報を公表しています。他自治体の陽性患者に関する情報は、新潟県のウェブサイト（「県内の発生情報」でサイト内検索）からご確認いただくか、各自治体のウェブサイトをご覧ください。

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ P C R 検査について

【ご意見・ご提案など】

P C R 検査の仕組みについて、わかっていない方が多いので、どのような仕組みでウイルスを検知しているのか、広く知らせていただきたいです。

また、南魚沼市でも「P C R 検査陽性＝感染者」としてカウントしているのでしょうか？

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官の佐原総括審議官は、「P C R 検査で陽性になったからといって、その人に感染力があるとは言えない」と国会で答弁しています。P C R 検査では、増幅回数 40～50 回で偽陽性率 90%とされていますが、市では増幅回数何回と認識していますか？

(令和 3 年 1 月 18 日)

【お返事】

P C R 検査は、咽頭や鼻の粘液などの中に、新型コロナウイルスの遺伝子が存在しているかを調べる検査です。新型コロナウイルスを特徴づける遺伝子配列を特殊な検査機器と方法で調べます。しかし、ウイルスの量が少ない場合は検出ができなかったり、同一人物でも調べる時間によってウイルスの量が変化するため、実際は感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。これは年齢や感染してからの日数などによっても変化します。

感染者が他の人に感染させる事例は、全体の 2 割以下と考えられています。また、無症状病原体保有者は、感染後、時間の経過とともに、感染力を失うとも言われています。「P C R 検査で陽性になったからといって、その人に感染力があるとは言えない」というのは、このようなことからです。

感染者数については、P C R 検査の陽性者数が感染者数となるとは限りません。これは南魚沼市に限らず、医師が患者の行動履歴、接触者、臨床症状等を総合的に診断し、患者（感染者）として保健所に届出された事例を感染者数として数え

ているからです。

PCR検査の仕組みについては、専門的な文言や表現が多く、市として改めて周知を行うことは難しいと考えています。仕組みについて詳しくは、厚生労働省ウェブサイトトップページから「新型コロナウイルス感染症について」→「新型コロナウイルスに関するQ & A」→「一般の方向けQ & A」→「5. 症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に関する医療について」の項目の「問 2：新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか」に解説があります。専門団体がまとめた「新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針」が添付されており、検査の考え方が掲載されていますので、参考にさせていただければと思います。

なお、増幅回数を何回で偽陽性と認識するかは、PCR検査を行う検査機関の専門家で検討すべき内容でありますので、南魚沼市で判断は行っていません。

(担当：保健課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇八海山麓スキー場のコロナ対策について

【ご意見・ご提案など】

先週、子どもがスキースクールに参加するため、八海山麓スキー場に行きました。いつになく駐車場が混み、そのうえ県外ナンバーの車が多くありました。なぜ緊急事態宣言が出ている今、全国から人が集まり、スキー大会をやっているのですか？

なぜ、こんなときに？大会を中止しない理由がわかりません。会場使用を断らない意味がわかりません。

関東地方からも多くの方が来ていました。もし感染が広まってしまったらどうするのでしょうか？私には理解できません。私のほかにも、当日来ていたほかの保護者の方で、同じような話をされていた方がいました。

このような対応はおかしくないですか？私にはどうしても理解ができません。

(令和3年1月20日)

【お返事】

1月29日現在、政府から11の都府県に対して緊急事態宣言が発出され、2月7日まで飲食店に対する営業時間短縮、外出の自粛などが要請されています。イベントについては、中止を一律に要請するものではなく、主催者に対して規模(人数の上限や収容率、飲食の制限)などを制限したうえでの開催が要請されています。新潟県は、緊急事態宣言の対象外であるものの、イベントの開催については、「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知の制限内容に準拠することとする。」としています。

八海山麓スキー場を含む八海山麓観光施設については、運営を指定管理者である株式会社アクティに委託しています。1月16日・17日に行われた大会は、上記のガイドラインを徹底したうえで、指定管理者の判断により開催されたものです。

いただいたご意見については、指定管理者と共有し、大会が開催される際には、事前にスキースクールの参加者にも周知するなどの対応を指導してまいります。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658